

## 令和5年度2月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年2月26日(月) 午前9時30分～午前10時30分  
開催場所 所沢市役所502会議室  
議 案 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について  
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)

出席委員 1番 斎藤 昇 2番 二上 茂雄 3番 池之谷 昭治  
4番 岩崎 良一 5番 肥沼 一彦 6番 齊藤 喜代治  
7番 田中 宏 8番 吉田 英和 9番 北田 良孝  
10番 栗原 明夫 11番 栗原 茂 12番 平岡 豊子  
13番 鹿島 正之助 14番 肥沼 正明 15番 中 茂紀  
16番 水村 英紀 17番 新井 祥穂

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。栗原会長のあいさつの後、引き続き栗原会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号13番 鹿島 正之助委員、15番 中 茂紀委員、を指名します。

## 1 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は三ヶ島四丁目です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は29平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は敷地の拡張です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は、申請地を自己用住宅敷地として拡張するものです。なお、本件は申請地が既存敷地の2分の1を超えない敷地拡張であることから不許可の例外に当たり、敷地拡張は可能となります。なお、現在の敷地面積と合わせますと296.61平方メートルです。  
以上1件です

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議 長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

## 2 議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字松郷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,279平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については、上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け、駐車場を設置するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号2番、所在地は大字城字十三部です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は173.20平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場、通路及び直販カートです。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については農用地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け、来客用の駐車場、通路及び直販カートを設置するものです。なお、本件は8か月半の一時転用です。

申請番号3番、所在地は大字亀ヶ谷字谷里です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は759平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け、駐車場を設置するものです。

申請番号4番、所在地は大字新郷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は744平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け、駐車場を設置するものです。

申請番号5番、所在地は東狭山ヶ丘四丁目の2筆です。地目は登記がいずれも畑で、現況は畑及び宅地です。面積は2筆合わせて884平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借権の設定です。農地区分については、農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け、駐車場を設置するものです。なお、申請地の一部については、渡人が平成29年11月に農業用施設の届出を提出しており、現在まで農業用倉庫及び通路、駐車場として使用していますが、許可後においては、受人が現状のまま駐車場として利用する計画です。

以上5件です

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり

第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

議長： 申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり農用地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可相当といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されておりますが、申請地の一部に防火水槽が設置されておりました。防火水槽をどのように取扱うのかご教示ください。

事務局： 申請地の一部に設置されている防火水槽ですが、昭和40年頃に設置されたもので、現在も消防設備として利用されているとの事。防火水槽は、消防法に規定する水利施設で、農地法の転用許可は不要であることから、残置し、本申請許可後も利用する予定です。

委員： わかりました。申請地は、事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、許可相当といたします。

議長： 申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要

件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま  
す。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号4番について、許可相当と  
することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4番については、許可相当と  
いたします。

議長： 申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のと  
おり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の  
要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま  
す。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号5番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号5番について、許可相当と  
することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号5番については、許可相当と  
いたします。

### 3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,200平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字駒ヶ原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,452平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字日比田字中丸です。現況地目は畑で、面積は2,252平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年3月1日から令和9年2月28日までの3年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は林二丁目です。現況地目は畑で、面積は4,380平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年3月1日から令和9年2月28日までの3年間です。

以上4件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定いたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、決定いたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、決定いたします。

議長： 申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、質疑、意見はありますか。

委員： 新規の契約ですが、貸借料は発生しないのでしょうか。

事務局： 今回の契約については、当事者間で使用貸借契約を結ぶものです。そのため、貸借料は発生しません。

議長： ほかに質疑、意見がないようですので、申請番号4番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4番については、決定いたします。

4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町一丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,899平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年5月1日から令和12年4月30日までの6年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野新町一丁目です。現況地目は畑で、面積は3,908平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年5月1日から令和12年4月30日までの6年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は糶谷の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて5,508平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年5月1日から令和12年4月30日までの6年間です。

以上3件です。

議長：申請番号1番から3番までについては、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：（異議なし）

議長：申請番号1番から3番までについて審議します。北野新町一丁目地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長：糶谷地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。

議長：申請番号1番から3番までについて、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番から3番までについて、決  
定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番から3番までについては、  
決定といたします。



## 5 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、6件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、10件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 買受適格証明願（農地法5条）の所有権移転の届出について」は、1件の届出がありました。

以上です。

## 6 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

事務局： 農用地利用集積等促進計画（原案）に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議 長： 本件について、何かご意見はありますか。

委 員： （な し）

議 長： 「意見なし」として回答してよろしいですか。

委 員： （異議なし）

議 長： それでは、そのように取り計らいます。以上ですべての議事を終了します。

鹿島会長職務代理者により閉会 （午前10時30分）